

上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神保原駅北まちづくり基本計画に定める計画区域（以下「対象区域」という。）におけるにぎわいの創出及び地域活性化を推進するため、対象区域において積極的に活動する者に対し、予算の範囲内において「上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金」（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、上里町補助金等の交付手続等に関する規則（平成3年上里町規則第7号）の定めるところによる。

(補助対象期間)

第2条 補助金の対象となる事業を実施する期間（以下「補助対象期間」という。）は、町長が交付を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

(申請者及び補助対象者)

第3条 この要綱において「申請者」とは、補助金の交付を受けようとする者をいう。

2 この要綱において「補助対象者」とは、前項の申請者のうち、町長から補助金の交付の決定を受けた者をいう。

3 補助金の交付を受けることができる申請者は、対象区域において次に掲げる事業（店舗の施設整備を主目的とするものを除く。）を行う者とする。

(1) 地域のにぎわい創出に資する交流イベント、ワークショップ

(2) 空き地又は空き店舗を活用し、地域交流拠点として行う一時的又は定期的な活動

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が地域活性化に資すると特に認める事業

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、申請者となることができない。

(1) 補助対象事業の実施期間内及び完了後において、次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（上里町暴力団排除条例（平成24年上里町条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと

社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (2) 上里町が課税する町税及び上下水道料金の滞納がある者
- (3) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられている者
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的として活動する者
- (5) 公序良俗に反する活動を行っている、又はそのおそれがある者
- (6) その他町長が適当でないと認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広報宣伝費
- (2) 会場使用料
- (3) 備品購入費
- (4) 消耗品費
- (5) 謝金
- (6) その他、事業の実施に必要と町長が認める経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で1件につき上限10万円とし、補助対象経費の10分の10を補助する。

- 2 前項の規定にかかわらず、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の制限)

第6条 補助金の交付は、同一の者につき、補助対象期間において1回限りとする。

- 2 申請者（団体にあっては代表者及び構成員を含む。）は、その目的、内容、実施日時及び実施場所が実質的に同一であると町長が認める事業をもって、複数の者として重複して補助金の交付を受けることができない。

(交付申請)

第7条 申請者は、上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体にあっては、代表者の氏名及び構成員の名簿
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかにその理由を付して、上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業等の変更)

第9条 補助対象者は、交付決定後に次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金補助金変更申請書（様式第4号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合
- (2) 補助対象経費の配分を変更する場合
- (3) 補助対象事業を中止又は廃止する場合
- (4) 補助対象事業の実施予定日を変更する場合
- (5) その他申請内容に係る事項を変更する場合

2 町長は、前項の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金変更承認通知書（様式第5号）を補助対象者に交付するものとする。
（実績報告）

第10条 補助対象者は、事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他支出を証明する書類
- (2) 事業の実施状況がわかる写真その他の資料
- (3) その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定の通知）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助対象者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、上里町神保原駅北まちづくり活動支援補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。
（補助金の支払）

第13条 補助金の支払は精算払によるものとする。

2 町長は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
（決定の取消し等）

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付に関し不正又は不誠実な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合にお

いて、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第15条 町長は、補助金の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、補助対象者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則
この要綱は、公示の日から施行する。